

和歌山市教育情報セキュリティ基本方針

1 目的

和歌山市教育情報セキュリティ基本方針は、学校が保有する情報資産を様々な脅威から保護し、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育委員会及び学校が行う情報セキュリティに関する対策の統一かつ基本的事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

和歌山市立学校条例の第1条に定める別表第1(第1条関係)小学校及び別表第2(第1条関係)中学校、第2条に定める別表第2の2(第2条関係)義務教育学校及び別表第3(第2条関係)高等学校に定める学校の運営に要する情報資産を扱う以下の者について、本情報セキュリティポリシーを適用する。

- (1) 上記に所属する学校の全ての教職員
- (2) 教育委員会(事務局職員含む)
- (3) 児童・保護者
- (4) 業務上教育委員会や学校と委託契約等その他の関係にある者。(以下「受託者等」という)

3 定義

本情報セキュリティポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

用語	定義
教育情報システム	本市教育情報ネットワーク(以下「きいねっと」という)、ハードウェア、ソフトウェア及び記憶媒体で構成され、処理を行う仕組み。
きいねっと	校務系システム(Microsoft365 や校務支援システム、センターサーバ等)及び教育系システム(1人1台端末や GIGA ネットワーク、Google Workspace for Education 等)を含む和歌山市教育情報ネットワーク。
情報資産	本市の教育活動及び学校運営に関連して取り扱われる全ての情報及び情報システム。(個人情報、教育データ、校務データ、学習コンテンツ、財務情報等のデータ、及びこれらを処理・保存するサーバ、端末、ネットワーク、ソフトウェア、クラウドサービス、記録媒体、関連文書等を含む。)
情報セキュリティ	情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。

情報セキュリティインシデント	情報システムの誤操作、不正アクセス、マルウェア感染、情報漏洩、サービス停止等、情報セキュリティを脅かす事象。
教職員	管理職及び学校に勤務する常勤教職員及び非常勤教職員。
機密性	情報にアクセスすることが認められた者だけがアクセスできることを確実にすること。
完全性	方法の正確さならびに完全である状態を安全防護すること。
可用性	認められた者が必要ときに情報にアクセスし、それを利用できる事を確実にすること。
文科省ガイドライン	文部科学省が発行した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」。

4 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

5 情報セキュリティ対策

前記4の脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

(1) 管理体制

教育委員会及び学校の情報資産について、情報セキュリティ対策を確実に管理するための体制を整備するものとする。

(2) 情報資産の分類と管理

情報の内容等を踏まえた情報資産の分類を行い、その重要性に応じて適正な管理を行うものとする。

(3) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティ対策の実施にあたって、教職員に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な研修、啓発、連絡、相談が行われるよう必要な対策を講ずる。

(4) 物理的セキュリティ対策

情報システムの設置場所及び情報の保管場所等への不正な立入りならびに情報資産への加害及び利用の妨害等から保護するための物理的対策を講ずる。

(5) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的な対策を講ずる。

(6) 運用等における対策

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じる。

(7) 外部委託者の管理

外部委託者に対する管理について対策を講ずる。

(8) 緊急時におけるセキュリティ対策

緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるよう、緊急時対応計画を策定する。

6 情報セキュリティ対策基準の策定

基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施するにあたっての遵守すべき事項及び判断等の統一的な基準として、和歌山市教育情報セキュリティ対策基準を定めるものとする。

7 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するために和歌山市教育情報セキュリティ実施手順を定めるものとする。

8 対策基準及び実施手順の扱い

対策基準及び実施手順は、公にすることにより和歌山市立学校の運営に重大な支障を及ぼす恐れのある情報を含むことから、原則非公開とする。

9 教職員の義務

教職員は、基本方針、対策基準及び実施手順を遵守する義務を負うものとする。

10 情報セキュリティに関する違反への対応

基本方針、対策基準及び実施手順に違反した者については、その重大性、発生した事案の状況等に応じて厳正に対処する。

11 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

基本方針、対策基準及び実施手順が遵守されていることを検証するため、定期的に情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

12 評価及び見直し

前項の結果等に基づき、基本方針、対策基準及び実施手順に定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、必要に応じて基本方針、対策基準または実施手順の見直しを実施する。

評価及び見直しについては、対策基準「第9章2 情報セキュリティポリシーの評価及び見直し」において定める。

13 法令等の順守

- (1) 情報セキュリティポリシー及び実施手順は、関連する法令等との整合性を常に維持しなければならない。
- (2) 情報セキュリティ対策の実施にあたっては、法令等を遵守しなければならない。

14 適用除外

対策基準または実施手順に定める内容を遵守できない状況が発生した場合は、教育情報セキュリティ委員会の適用除外承認を得るものとする。

15 和歌山市内の情報セキュリティに関する学校間の情報共有

和歌山市教育委員会は、教育情報セキュリティ委員会において学校間の情報セキュリティに関する情報共有や、情報セキュリティの維持向上を推進するための討議を必要に応じて実施する。